

船橋市児童福祉施設設置認可等要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号、以下「規則」という。）の規定に基づき、法第36条から法第44条の3（法第39条及び法第39条の2を除く）に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター（以下「児童福祉施設」という。）を設置等する場合に関し必要な事項を定めるものである。

（設置認可の手続き）

第2条 児童福祉施設の設置認可を受けようとする者は、計画の段階で船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第8号）その他関係法令に適合すること及び地域の需要等に基づく施設の必要性等について市長と事前協議の上、法第35条第4項、規則第37条第2項及び第3項の規定により、原則として設置予定日の3ヶ月前までに児童福祉施設設置認可申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による認可の申請があったときは、内容を審査し認可の可否を決定するものとする。

（内容変更の手続き）

第3条 児童福祉施設の建物その他設備の規模構造、使用区分、定員等の運営方法又は代表者若しくは施設長を変更しようとする者は、前条の規定に準じて事前協議を行い、規則第37条第6項の規定により、原則として変更予定日の2ヶ月前までに児童福祉施設内容変更届（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

（名称等変更の手続き）

第4条 児童福祉施設の名称、種類、位置、又は法人である場合にあっては、法人格を有することを証する書類等を変更しようとする者は、第2条の規定に準じて事前協議を行い、規則第37条第5項の規定により、児童福祉施設名称等変更届（第3号様式）により変更のあった日から起算して1ヶ月以内に市長に届け出るものとする。

（廃止又は休止の手続き）

第5条 児童福祉施設を廃止又は休止しようとする者は、第2条の規定に準じて事前協議を行い、法第35条第12項及び規則第38条第2項により、原則として廃止又は休止予定日の3ヶ月前までに、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（第4号様式）により市長に承認の申請をするものとする。

2 承認の申請を受けた市長は、規則第38条第3項の規定により、必要な条件を附して承認を与えることができる。

附則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

第1号様式

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所
法 人 名
代表者名

児童福祉法第35条第4項の規定により、児童福祉施設（ ）を設置したいので、児童福祉法施行規則第37条第2項及び第3項の規定により関係書類を添付して次のとおり申請します。

記

1. 事業の種類
2. 施設名
3. 施設の所在地
4. 建物その他設備の規模及び構造
 - ①土地
 - ②建物
 - ③設備
 - ④備品等の状況
5. 定員
6. 運営の方針
7. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
8. 職員
9. 収支予算書
10. 事業開始予定年月日
11. 事前協議を完了したことがわかる書類

第2号様式

児童福祉施設内容変更届

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

法 人 名

代表者名

児童福祉施設（ ）の内容を変更するので、児童福祉法施行規則第37条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 施設名
2. 所在地
3. 変更内容
4. 変更理由
5. 変更予定年月日
6. 事前協議を完了したことがわかる書類

添付書類

(設備構造を変更する場合)

- ①変更に関する設備の一覧表
- ②変更の前後が判別できる建物平面図
- ③建物その他設備の規模及び構造

(定員を変更する場合)

- ①建物その他設備の規模及び構造
- ②職員一覧

(経営の責任者等を変更する場合)

- ①就任予定者の履歴書
- ②選任又は任命の手続きを経たことを証する書面

注：経営の責任者等を変更する場合は、現任者及び就任予定者の氏名並びに退任（就任）予定年月日を記載すること。

第3号様式

児童福祉施設名称等変更届

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

法 人 名

代表者名

児童福祉施設の（名称・種類・位置・登記簿等）を変更したいので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 施設名

2. 変更内容

変更前	
変更後	

3. 変更理由

4. 変更年月日

5. 事前協議を完了したことがわかる書類

添付書類

変更の事実を証する書類

- 1) 定款、その他の規約
- 2) 理事会議事録

第4号様式

児童福祉施設廃止（休止）承認申請書

年 月 日

船橋市長

あて

住 所
法 人 名
代表者名

児童福祉法第35条第12項の規定により、児童福祉施設の廃止（休止）の承認を受けたいので、児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1. 施設名 (定員 名)
2. 廃止（休止）の理由
3. 廃止の期日又は休止の予定期間
4. 入所させている者の処置
5. 職員の処置
6. 財産の処分方法
7. 事前協議を完了したことがわかる書類

添付書類

- ①前年度の決算書
- ②当該年度の予算書及び決算書

注

- ①廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- ②財産の処分は、現在の施設所有の財産についてその処分方法を具体的に記載すること。なお、寄附金、補助金等によって得た財産については、補助事業名、取得年月日及び金額を併せて記載すること。